小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第５９号

埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９―501号
新鶴団地
再生債務者　森下　直樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年11月24日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２８８号

東京都足立区六町２―７―11―102
再生債務者　財満　裕也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１８号

千葉県船橋市上山町２丁目492番地12
再生債務者　江井　良彦
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１００３５号

東京都東村山市栄町３―33―５―302
再生債務者　伊藤　厚志
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第３９号

大阪府四條畷市楠公１丁目４番５号
再生債務者　張ケ谷幹信
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第４４号

大阪市阿倍野区文の里４丁目７番15号　マンション紀乃国304号
再生債務者　上野理恵子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１２号

沖縄県那覇市寄宮１丁目９番12号　サンヴェール神原202
再生債務者　宮里　政太
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月６日から平成29年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第４０号

大阪市天王寺区北山町７番20号　サンヴィラ上宮102号
再生債務者　横山　　司
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月10日から平成29年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第５号

埼玉県新座市あたご２丁目５番35号
再生債務者　下野　　勝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月20日まで
平成28年11月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第２号

千葉県印西市原山２丁目３番地１棟905号
再生債務者　細田　道則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月20日まで
平成28年11月29日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００６号

東京都羽村市羽中４丁目２番14号
再生債務者　竹内　良文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第１００２１号

東京都江東区東砂１―３―38―209
再生債務者　木村　隆司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１０号

千葉県船橋市薬円台２丁目12番45号
再生債務者　髙橋　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第２号

岡山市中区長岡県営住宅578
再生債務者　福田加余子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月29日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

山口県宇部市大字西岐波4909番地18
再生債務者　竹内　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月29日　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（再ロ）第４号

仙台市青葉区桜ケ丘５丁目22番１号
再生債務者　伊藤　公一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月29日
仙台地方裁判所第４民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十二月二日
掲載頁　六十一頁（号外第二六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十二月二日
掲載頁　六十三頁（号外第二六七号）
平成二十八年十二月七日
東京都北区田端新町一丁目一番一四号
（甲）フェライト商事株式会社
代表取締役　長谷川政一
東京都北区田端新町一丁目一番一四号
（乙）テイエフエムホールディングス株式会社
代表取締役　長谷川正一